

## 愛知県地域周産期母子医療センター認定要領

### (趣旨)

第1条 国の周産期医療対策事業等実施要綱に定める周産期医療体制整備指針（以下「整備指針」という。）及び愛知県周産期医療対策事業実施要綱に基づき、愛知県が認定する地域周産期母子医療センターにかかる基準及び手続きは、この要領で定める。

### (認定の基準)

第2条 地域周産期母子医療センターの認定基準は、整備指針第2の2に定めるとおりとする。

### (認定の手続き)

第3条 地域周産期母子医療センターとしての認定を希望する病院は、認定日の6か月前までに愛知県知事（以下「知事」という。）あての申請書（様式1）正副2通を所管の保健所（政令市・中核市にあっては市所管保健所を経由する）に提出する。

保健所は当該医療圏保健医療福祉推進会議の意見を聞いた上で、医務国保課へ同会議の意見を付して申請書正本を送付する。

- 2 知事は、申請のあった病院（以下「申請病院」という。）が整備指針に照らし適当であるか審査を行うとともに、愛知県周産期医療協議会（以下「協議会」という。）の意見を聴く。
- 3 協議会は、申請病院の県内周産期医療における活動実績や貢献度並びに愛知県周産期医療体制における将来的役割を検討・協議し、その適否を含め意見を述べる。
- 4 知事は認定に際して、申請病院に対し様式2により通知するとともに、愛知県医療審議会及び各保健所を経由して各医療圏保健医療福祉推進会議に報告するものとする。
- 5 既に地域周産期母子医療センターとして認定を受けた病院（以下「認定病院」という。）が、認定基準に関して変更する事項が生じるときは、事前に様式3正副2通を、所管の保健所（政令市・中核市にあっては市所管保健所を経由する）を経由して知事に届け出るものとする。
- 6 知事は、変更内容が適当と認めるときは、認定病院に様式4により受理通知するとともに、愛知県医療審議会及び各保健所を経由して各医療圏保健医療福祉推進会議に報告する。

### (認定の辞退)

第4条 認定病院が認定辞退を希望するときは、地域医療に重大な影響を及ぼすことから辞退の日の6か月前までに事前に辞退申出書（様式5）正副

2通を所管の保健所（政令市・中核市にあっては市所管保健所を経由する）に提出する。

保健所は当該医療圏保健医療福祉推進会議の意見を聞いた上で、医務国保課へ同会議の意見を付して辞退申出書正本を送付する。

2 知事は、認定病院の辞退申出につき理由があると認めるときは、協議会に認定解除の適否について意見を聴く。

3 知事は、協議会において認定病院の辞退申出が理由があると認めるとの意見があった場合は、その意見を勘案し、辞退の受理を認定病院に対し様式6により通知するとともに、愛知県医療審議会及び各保健所を経由して各保健医療福祉推進会議に報告する。

#### （認定の取消し）

第5条 知事は、認定病院が、地域周産期母子医療センターの認定の基準を満たさないと認めるときは、認定病院の代表者に報告を求めることができる。

2 知事は、前項の報告を受けた場合、必要と認める範囲において改善を求めることができる。

3 知事は、認定病院が、報告の求めに応じないとき、又は改善の求めに従わないときは協議会に意見を聞いた上で認定の取消しをすることができる。

4 前項の取消しを行った場合、知事は認定病院の代表者に通知するとともに、愛知県医療審議会及び各保健所を経由して各医療圏保健医療福祉推進会議に報告する。

#### 附 則

この要領は、平成19年12月17日から施行し、同日から適用する。

#### 附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

## 認定要領 第2条（認定の基準）について

※周産期医療体制整備指針（該当部分抜粋）

### 2 地域周産期母子医療センター

#### （1）機能

- ア 地域周産期母子医療センターは、産科及び小児科（新生児医療を担当するもの）等を備え、周産期に係る比較的高度な医療行為を行うことができる医療施設を都道府県が認定するものである。ただし、N I C Uを備える小児専門病院等であって、都道府県が適当と認める医療施設については、産科を備えていないものであっても、地域周産期母子医療センターとして認定することができるものとする。
- イ 地域周産期母子医療センターは、地域周産期医療関連施設等からの救急搬送や総合周産期母子医療センターからの戻り搬送を受け入れるなど、総合周産期母子医療センターその他の地域周産期医療関連施設等との連携を図るものとする。
- ウ 都道府県は、各地域周産期母子医療センターにおいて設定された提供可能な新生児医療の水準について、医療計画及び周産期医療体制整備計画に明記するなどにより、関係者及び住民に情報提供するものとする。

#### （2）整備内容

##### ア 施設数

地域周産期母子医療センターは、総合周産期母子医療センター1か所に対して數か所の割合で整備するものとし、1つ又は複数の二次医療圏に1か所又は必要に応じそれ以上整備することが望ましい。

##### イ 診療科目

地域周産期母子医療センターは、産科及び小児科（新生児医療を担当するもの）を有するものとし、麻酔科その他関連診療科を有することが望ましい。ただし、N I C Uを備える小児専門病院等であって、都道府県が適当と認める医療施設については、産科を有していないなくても差し支えないものとする。

##### ウ 設備

地域周産期母子医療センターは、次に掲げる設備を備えるものとする。

（ア）産科を有する場合は、次に掲げる設備を備えることが望ましい。

- ① 緊急帝王切開術等の実施に必要な医療機器
- ② 分娩監視装置
- ③ 超音波診断装置（カラードップラー機能を有するものに限る。）
- ④ 微量輸液装置
- ⑤ その他産科医療に必要な設備

（イ）小児科等には新生児病室を有し、次に掲げる設備を備えるN I C Uを設けることが望ましい。

- ① 新生児用呼吸循環監視装置
- ② 新生児用人工換気装置
- ③ 保育器
- ④ その他新生児集中治療に必要な設備

#### (3) 職員

- 地域周産期母子医療センターは、次に掲げる職員を配置することが望ましい。
- ア 小児科（新生児医療を担当するもの）については、24時間体制を確保するため  
に必要な職員
  - イ 産科を有する場合は、帝王切開術が必要な場合に迅速（おおむね30分以内）に  
手術への対応が可能となるような医師（麻酔科医を含む。）及びその他の各種職員
  - ウ 新生児病室については、次に掲げる職員
    - （ア）24時間体制で病院内に小児科を担当する医師が勤務していること。
    - （イ）各地域周産期母子医療センターにおいて設定した水準の新生児医療を提供する  
ために必要な看護師が適当事数勤務していること。
    - （ウ）臨床心理士等の臨床心理技術者を配置すること。

#### (4) 連携機能

地域周産期母子医療センターは、総合周産期母子医療センターからの戻り搬送の受入れ、オープンシステム・セミオープンシステム等の活用、合同症例検討会の開催等により、総合周産期母子医療センターその他の地域周産期医療関連施設等と連携を図るものとする。